

○釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例

平成17年10月11日
釧路市条例第118号

(設置)

第1条 認知症の状態にある高齢者に、適切な介護サービスと共同生活による快適な生活の場を提供することにより、その進行を穏やかなものにするとともに、存在能力を活用しながら精神的に安定した生活を営むことができるように支援することを目的に釧路市音別町認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釧路市音別町認知症高齢者グループホーム	釧路市音別町中園1丁目54番地

(定員)

第3条 グループホームの定員は9人とする。

第4条 削除

(事業)

第5条 グループホームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住居及び食事の提供
- (2) 入居者の金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導及び緊急時の対応
- (3) 入居者の食事、入浴及び排泄^{せつ}等の援助
- (4) グループホームの特性を生かした個別介護計画を作成し、入居者が安心した生活を送るための援助

(利用対象者)

第6条 グループホームに入居し、前条の事業に係るサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、グループホームにおいて少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第5号に係る者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による居宅介護又は介護予防(法の規定による認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

(入居申込み)

第7条 第5条の事業に係るサービスを受けようとする者は、市長にグループホームの入居申込みを行い、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(介護サービス利用料及び施設利用料)

第8条 市長は、事業に係るサービスの費用の対価の全部又は一部として、次の各号に定める利用者(老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに同法第11条第1項第2号の措置に係る者を除く。)につき、当該各号に定める方法により算定した額の利用料(以下「介護サービス利用料」という。)を徴収するものとする。ただし、当該サービスの利用者が生活保護法第15条の2第1項第1号又は第5号の介護扶助に係るものであるときは、介護サービス利用料は、当該介護扶助の保護の実施機関が決定した本人支払額とする。

- (1) 法定代理受領サービス(法第42条の2第6項又は法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費(法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。以下同じ。)又は地域密着型介護予防サービス費(法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費をいう。以下同じ。))が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型

介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)に該当する地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用したときは、当該地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額(法第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)又は地域密着型介護予防サービス費用基準額(法第54条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)から地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

(2) 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用したときは、当該地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額又は地域密着型介護予防サービス費用基準額とする。

2 グループホームの入居者は、前項の介護サービス利用料のほか、次に掲げる施設利用料を負担しなければならない。

(1) 家賃 月額 5,000円

(2) 光熱水費 月額 15,000円

(3) 食材料費 1日 800円

(4) 前3号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 市長は、前項第4号の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者の同意を得なければならない。

4 月の途中で入退居した場合におけるその月の介護サービス利用料及び施設利用料(以下単に「利用料」という。)は、日割計算による。

(利用料の減免)

第9条 市長が特別の理由があると認めたときは、その利用料の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(損害賠償)

第10条 グループホームの入居者は、その責に帰すべき理由により建物、附属設備及び附属物件等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の音別町痴呆性高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例(平成15年音別町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定及び第4条中釧路市老人福祉施設条例第3条第1項第5号の改正規定(「第7条第11項」を「第8条第7項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。